

令和8年5月13日

司法行政文書の開示の実施について（事務連絡）

福岡地方裁判所事務局総務課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添
のおとり写しを交付します。

記

福岡地裁総第287号「司法行政文書開示通知書」記1記載の文書

（担当）総務課文書第一係 電話092（781）3141（内線3108）

令和8年度

福岡地方裁判所及び管内簡易裁判所の

裁判事務の分配 裁判官の配置
代理順序 開廷日割
調停主任 労働審判官
司法行政事務に関する代理順序
執行官監督官及び執行官監督補佐官
被疑者国選弁護人選任事務に係る代理順序及び裁判官の職務代行

(令和8年4月1日現在)

福岡地方裁判所

目 次

- 第 1 本庁
- 第 2 飯塚支部
- 第 3 久留米支部
- 第 4 小倉支部
- 第 5 直方支部
- 第 6 柳川支部
- 第 7 大牟田支部
- 第 8 八女支部
- 第 9 行橋支部
- 第 10 田川支部
- 第 11 福岡簡易裁判所
- 第 12 宗像簡易裁判所
- 第 13 甘木簡易裁判所
- 第 14 飯塚簡易裁判所
- 第 15 直方簡易裁判所
- 第 16 久留米簡易裁判所
- 第 17 うきは簡易裁判所
- 第 18 柳川簡易裁判所
- 第 19 大牟田簡易裁判所
- 第 20 八女簡易裁判所
- 第 21 小倉簡易裁判所
- 第 22 折尾簡易裁判所
- 第 23 行橋簡易裁判所
- 第 24 田川簡易裁判所
- 第 25 全庁

第 1 本 庁

1 裁判事務の分配

(1) 民事部

ア 事務の分担

(第 1 民事部)

- (ア) 民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）の 8 分の 2
- (イ) 薬害関係訴訟事件に係る民事控訴事件の 4 分の 1
- (ウ) 民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）の 1 3 分の 1 8
- (エ) 行政事件（労働関係行政事件を除く。）の全部
- (オ) 薬害関係訴訟事件の 4 分の 1
- (カ) 手形・小切手訴訟事件の 1 1 3 分の 1 8
- (キ) 借地非訟事件の 1 1 3 分の 1 8
- (ク) 民事抗告事件（民事保全事件に係る抗告事件及び少額訴訟債権執行事件に係る執行抗告事件を除く。）の 5 分の 1
- (ケ) 民事共助事件の 1 1 3 分の 1 8
- (コ) 人身保護事件の 5 分の 1
- (サ) 除斥及び忌避事件（専門委員の除斥及び忌避事件を含む。）の 5 分の 1
- (シ) 知的財産権に関する訴訟事件の 5 分の 1
- (ス) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の 1 1 3 分の 1 8

- (セ) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第3条に規定する共通義務確認請求事件（以下「共通義務確認請求事件」という。）の5分の1

(第2民事部)

- (ア) 民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）の8分の1
- (イ) 薬害関係訴訟事件に係る民事控訴事件の4分の1
- (ウ) 民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）の113分の20
- (エ) 薬害関係訴訟事件の4分の1
- (オ) 手形・小切手訴訟事件の113分の20
- (カ) 借地非訟事件の113分の20
- (キ) 民事抗告事件（民事保全事件に係る抗告事件及び少額訴訟債権執行事件に係る執行抗告事件を除く。）の5分の1
- (ク) 民事共助事件の113分の20
- (ケ) 人身保護事件の5分の1
- (コ) 除斥及び忌避事件（専門委員の除斥及び忌避事件を含む。）の5分の1
- (サ) 知的財産権に関する訴訟事件の5分の1
- (シ) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の113分の20
- (ス) 共通義務確認請求事件の5分の1

(第3民事部)

- (ア) 民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）の8分の2
- (イ) 医療関係訴訟事件に係る控訴事件の全部
- (ウ) 薬害関係訴訟事件に係る民事控訴事件の4分の1
- (エ) 民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）の113分の20
- (オ) 医療関係訴訟事件の全部
- (カ) 薬害関係訴訟事件の4分の1
- (キ) 手形・小切手訴訟事件の113分の20
- (ク) 借地非訟事件の113分の20
- (ケ) 民事抗告事件（民事保全事件に係る抗告事件及び少額訴訟債権執行事件に係る執行抗告事件を除く。）の5分の1
- (コ) 民事共助事件の113分の20
- (サ) 人身保護事件の5分の1
- (シ) 除斥及び忌避事件（専門委員の除斥及び忌避事件を含む。）の5分の1
- (ス) 知的財産権に関する訴訟事件の5分の1
- (セ) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の113分の20
- (ソ) 共通義務確認請求事件の5分の1

(第4民事部)

- (ア) 民事保全事件（労働関係民事事件の保全事件及び地方自治法第

242条の2第1項第4号の規定による訴訟の判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟を本案とする民事保全事件を除く。)の全部

- (イ) 発信者情報開示命令事件の全部
 - (ウ) 配偶者暴力に関する保護命令事件の全部
 - (エ) 特定和解の執行決定事件の全部
 - (オ) 民事執行事件の全部
 - (カ) 破産事件の全部
 - (キ) 民事再生事件の全部
 - (ク) 会社更生事件の全部
 - (ケ) 特定調停事件の全部
 - (コ) 船舶所有者等責任制限事件の全部
 - (サ) 油濁等損害賠償責任制限事件の全部
 - (シ) 民事非訟事件（借地非訟事件を除く。）の全部
 - (ス) 公示催告事件の全部
 - (セ) 商事非訟事件の全部
 - (ソ) 過料事件（緊急命令違反に対する過料事件を除く。）の全部
 - (タ) (ア) から (ソ) までの各事件に関する準再審事件の全部
 - (チ) 民事保全事件に係る抗告事件の全部
 - (ツ) 少額訴訟債権執行事件に係る執行抗告事件の全部
 - (テ) 消費者裁判手続特例法第2章第2節第1款に規定する簡易確定事件の全部
 - (ト) その他の民事の事件の全部
- (第5民事部)

- (ア) 民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）の8分の2
 - (イ) 労働関係民事事件に係る控訴事件の全部
 - (ウ) 民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）の113分の27
 - (エ) 労働関係民事・行政事件の全部
 - (オ) 手形・小切手訴訟事件の113分の27
 - (カ) 労働審判事件の全部
 - (キ) 労働関係民事事件の保全事件の全部
 - (ク) 緊急命令違反に対する過料事件の全部
 - (ケ) 借地非訟事件の113分の27
 - (コ) 民事抗告事件（民事保全事件に係る抗告事件及び少額訴訟債権執行事件に係る執行抗告事件を除く。）の5分の1
 - (サ) 民事共助事件の113分の27
 - (シ) 人身保護事件の5分の1
 - (ス) 除斥及び忌避事件（専門委員の除斥及び忌避事件を含む。）の5分の1
 - (セ) 知的財産権に関する訴訟事件の5分の1
 - (ソ) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の113分の27
 - (タ) 共通義務確認請求事件の5分の1
- (第6民事部)
- (ア) 民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関

係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。)の8
分の1

(イ) 建築関係訴訟事件に係る控訴事件の全部

(ウ) 薬害関係訴訟事件に係る民事控訴事件の4分の1

(エ) 薬害関係訴訟事件の4分の1

(オ) 民事通常第一審一人制事件(医療関係訴訟事件、労働関係民事
事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。)の11
3分の28

(カ) 建築関係訴訟事件の全部

(キ) 手形・小切手訴訟事件の113分の28

(ク) 借地非訟事件の113分の28

(ケ) 民事抗告事件(民事保全事件に係る抗告事件及び少額訴訟債権
執行事件に係る執行抗告事件を除く。)の5分の1

(コ) 民事共助事件の113分の28

(サ) 人身保護事件の5分の1

(シ) 除斥及び忌避事件(専門委員の除斥及び忌避事件を含む。)の
5分の1

(ス) 知的財産権に関する訴訟事件の5分の1

(セ) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の113分の
28

(ソ) 民事調停事件(民事調停法第20条第3項により受訴裁判
所が自ら調停により事件を処理する場合及び特定調停事件を
除く。)の全部

(タ) 共通義務確認請求事件の5分の1

(その他)

- (ア) 証拠保全事件（訴提起前）及び訴えの提起前における証拠収集の処分の申立事件については、別途本庁民事部に配置された裁判官で構成する民事部会（以下「民事部会」という。）で定めるところに従って分担する。
- (イ) 民事再審事件（準再審事件を含む。ただし、（第4民事部）の（セ）記載の準再審事件を除く。）及び行政再審事件については、確定判決の種別（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、労働関係行政事件、建築関係訴訟事件、薬害関係訴訟事件、その他の民事事件及びその他の行政事件）により、民事通常第一審事件の種別と同様の割合で分担する。
- (ウ) 控訴裁判所から差戻しを受けた事件については、民事通常第一審事件の分担と同様、事件の種別（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、労働関係行政事件、建築関係訴訟事件、その他の民事事件及びその他の行政事件）に応じて分担する。
- 決定（第4民事部が分担する事件に係る決定を除く。）についても判決に準ずるものとする。
- (エ) 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする民事保全事件は、当該判決を言い渡した部が担当する。
- (オ) 事件が終局し、民事訟廷に記録を引き継いだ事件についての書記官の処分に対する異議申立事件については、最後に当該事件の処理を担当した部が担当する（当該部が存在しない場合は、民事部上席裁判官が担当部を決定する。）。

イ 事件の分配

- (ア) 事件は、各種別ごとの受付の順及びアの事務の分担の割合に従って、第1民事部から第6民事部へ順次配布する。
- 新年度の事件は、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。
- 前年度の未終局事件は、前年度の担当部において終了する。
- (イ) 特別配布、配布停止及びその解除、期間を限った配布割合の変更、事件の併合方法等は、別途、民事部会の協議により決定する。
- (ウ) 第1民事部が分担する行政事件（労働関係行政事件を除く。）が配布されたときは、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）3件の配布を受けたものとする。
- (エ) 第3民事部が分担する医療関係訴訟事件が配布されたときは、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）5件の配布を受けたものとする。
- (オ) 第5民事部が分担する労働関係民事・行政事件、労働関係民事事件の保全事件（保全異議又は取消しの申立事件を除く。）が配布されたときは、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）3件の配布を受けたものとする。ただし、労働関係民事・行政事件と競合する医療関係訴訟事件が第5民事部に配布されたときは、同5件の配布を受けたものとする。
- (カ) 第6民事部が分担する建築関係訴訟事件が配布されたときは、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）4件の配布を受

けたものとする。

- (キ) 第5民事部が分担する労働審判事件が配布されたときは、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）1. 5件の配布を受けたものとする。
- (ク) 第3民事部が分担する医療関係訴訟事件に係る控訴事件が配布されたときは、民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）2件の配布を受けたものとする。
- (ケ) 第5民事部が分担する労働関係民事事件に係る控訴事件が配布されたときは、民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）2件の配布を受けたものとする。
- (コ) 第6民事部が分担する建築関係訴訟事件に係る控訴事件が配布されたときは、民事控訴事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件に係る控訴事件を除く。）2件の配布を受けたものとする。
- (サ) 民事通常第一審一人制事件又は手形・小切手訴訟事件が配布された場合において、当事者の数が10を超えるときは、10を超えるごとに、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）又は手形・小切手訴訟事件1件の配布を受けたものとする（ただし、追加調整件数は4件を上限とする。）。

この場合において、当事者の数が50を超えて5件以上の追加調整件数の必要が認められるとき、行政事件及び控訴事件で当事

者の数が30を超えるとき、又はその他特段の事情により件数調整の必要が認められるときは、別途、民事部会の協議により、調整すべき事件の数を決定する。

(シ) 民事調停事件（民事調停法20条1項により受訴裁判所が調停に付し、自ら処理することとした事件及び同法17条の調停に代わる決定をする目的でのみ調停に付された事件を除く。）が、これを分担する第6民事部に配布されたときは、民事通常第一審一人制事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、建築関係訴訟事件及び薬害関係訴訟事件を除く。）1件の配布を受けたものとする。

(ス) 控訴裁判所から差戻しを受けた事件は、アの事務の分担の（その他）（ウ）に従って順次配布する。ただし、民事通常第一審事件（医療関係訴訟事件、労働関係民事事件、労働関係行政事件、建築関係訴訟事件及びその他の行政事件を除く。）については、原判決（第一審判決）をした裁判官が所属する部を除いて配布する。

決定（第4民事部が分担する事件に係る決定を除く。）についても判決に準ずるものとする。ただし、原審がした訴状却下命令又は移送決定が抗告審で取り消された場合は、原決定をした裁判官（合議事件の場合は合議体）に配布する。

ウ 定義

この事務分配の中でいう

(ア) 医療関係訴訟事件とは、

医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件

（債務不存在確認請求事件を含む。労働関係民事事件と競合する

もの及び薬害関係訴訟事件を除く。)をいう。

(イ) 労働関係民事事件とは、

別表に掲げる民事通常訴訟事件（労働審判法第21条に基づく異議の申立て、同法第23条による労働審判の取消し又は同法第24条による労働審判事件の終了により、訴えの提起があったものとみなされる事件のうち、同表に掲げる請求をその内容とする事件を含む。）及び労働組合法第27条の19、20に規定する事件をいい、

労働関係行政事件とは、

これと同種の行政訴訟事件（行政処分の執行停止に関する事件を含む。）をいう。

(ウ) 薬害関係訴訟事件とは、

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医薬品に起因する人の健康被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。

(エ) 知的財産権に関する訴訟事件とは、

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権又は回路配置利用権に関する請求事件、商法第12条第2項若しくは会社法第8条第2項又は不正競争防止法に規定する請求事件、種苗法による登録品種に係る権利に関する請求事件、その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利に関する請求事件をいう。

(オ) 建築関係訴訟事件とは、

次のaからcのいずれかに該当する事件をいう。

a 建物に関し、次の(a)から(d)のいずれかの事項に関する

請負代金請求事件（設計料、監理料を含む。）又は売買代金請求事件

- (a) 設計、施工又は監理の瑕疵
- (b) 工事の完成
- (c) 工事の追加又は変更
- (d) 設計、施工又は監理の出来高

b 建物の設計、施工又は監理の瑕疵又は建物の工事の未完成を原因とする損害賠償請求事件

c 建物の工事に伴う振動又は地盤沈下に基づく損害賠償請求事件

(2) 刑事部

ア 事務の分担

(第1 刑事部)

(ア) 公判請求事件

- a 裁判員裁判対象合議制事件の4分の1
- b 裁判員裁判非対象合議制事件の4分の1
- c 一人制事件の32分の6
- d 控訴裁判所から破棄差戻し又は破棄移送を受けた事件の4分の1

(イ) 公判請求事件以外の事件

- a 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による処遇事件（同法第41条第1項の合議体による裁判所が行う対象行為の存否の審理及び裁判の手續を含む。）及び競合する処分の調整の申立事件の10分の2
- b 除斥、忌避及び回避事件、起訴強制事件、証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件並びに訴訟費用負担請求事件の各4分の1
- c 刑事訴訟法第429条、第430条の準抗告事件及び児童福祉法第33条第7項ただし書の取消請求事件の各14分の3
- d 医療観察法第72条第1項、第73条第1項の不服申立事件の各4分の1
- e 再審請求事件の4分の1
- f 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関

する法律による没収保全事件及び追徴保全事件の各4分の1

g 検察審査会法による指定弁護士の指定事件の10分の2

h 次の事件以外の刑事の事件の4分の1

(a) aからgまでに掲げる事件

(b) 刑事訴訟法上の令状請求、少年法による観護状の請求・観護措置の取消請求、更生保護法等による引致状の請求、医療観察法による連戻状の請求、国税犯則取締法・関税法等による令状請求、児童虐待の防止等に関する法律による臨検捜索許可状の請求、児童福祉法による一時保護状の請求等の各事件（以下「令状事件」という。）

(c) 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件

(d) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件

(e) 医療観察法による鑑定入院命令事件

(f) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第1項（第38条第2項、第46条、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）、第42条第1項及び第94条第1項の異議申立事件、同法第41条第2項の規定による送付を受けた事件並びに同法第43条第2項の規定による通知を受けた事件（以下「裁判員法上の異議申立等の事件」という。）

(g) 刑の執行猶予の言渡取消請求事件

(h) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）による原記録の保管事務

（第2刑事部）

（ア） 公判請求事件

- a 裁判員裁判対象合議制事件の 4 分の 1
 - b 裁判員裁判非対象合議制事件の 4 分の 1
 - c 一人制事件の 3 2 分の 1 0
 - d 控訴裁判所から破棄差戻し又は破棄移送を受けた事件の 4 分の 1
- (イ) 公判請求事件以外の事件
- a 医療観察法による処遇事件（同法第 4 1 条第 1 項の合議体による裁判所が行う対象行為の存否の審理及び裁判の手続を含む。）及び競合する処分の調整の申立事件の 1 0 分の 3
 - b 除斥、忌避及び回避事件、起訴強制事件、証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件並びに訴訟費用負担請求事件の各 4 分の 1
 - c 刑事訴訟法第 4 2 9 条、第 4 3 0 条の準抗告事件及び児童福祉法第 3 3 条第 7 項ただし書の取消請求事件の各 1 4 分の 4
 - d 医療観察法第 7 2 条第 1 項、第 7 3 条第 1 項の不服申立事件の各 4 分の 1
 - e 再審請求事件の 4 分の 1
 - f 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律による没収保全事件及び追徴保全事件の各 4 分の 1
 - g 検察審査会法による指定弁護士の指定事件の 1 0 分の 3
 - h 次の事件以外の刑事の事件の 4 分の 1
 - (a) a から g までに掲げる事件
 - (b) 令状事件
 - (c) 第 1 回公判期日前の勾留に関する処分事件

- (d) 第 1 回公判期日前の勾留理由開示請求事件
- (e) 医療観察法による鑑定入院命令事件
- (f) 裁判員法上の異議申立等の事件
- (g) 刑の執行猶予の言渡取消請求事件
- (h) 通信傍受法による原記録の保管事務

(第 3 刑事部)

(ア) 公判請求事件

- a 裁判員裁判対象合議制事件の 4 分の 1
- b 裁判員裁判非対象合議制事件の 4 分の 1
- c 一人制事件の 3 2 分の 1 0
- d 控訴裁判所から破棄差戻し又は破棄移送を受けた事件の 4 分の 1

(イ) 公判請求事件以外の事件

- a 医療観察法による処遇事件（同法第 4 1 条第 1 項の合議体による裁判所が行う対象行為の存否の審理及び裁判の手續を含む。）及び競合する処分の調整の申立事件の 1 0 分の 3
- b 除斥、忌避及び回避事件、起訴強制事件、証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件並びに訴訟費用負担請求事件の各 4 分の 1
- c 刑事訴訟法第 4 2 9 条、第 4 3 0 条の準抗告事件及び児童福祉法第 3 3 条第 7 項ただし書の取消請求事件の各 1 4 分の 4
- d 医療観察法第 7 2 条第 1 項、第 7 3 条第 1 項の不服申立事件の各 4 分の 1
- e 再審請求事件の 4 分の 1
- f 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行

為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律による没収保全事件及び追徴保全事件の各4分の1

g 検察審査会法による指定弁護士の指定事件の10分の3

h 次の事件以外の刑事の事件の4分の1

(a) a から g までに掲げる事件

(b) 令状事件

(c) 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件

(d) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件

(e) 医療観察法による鑑定入院命令事件

(f) 裁判員法上の異議申立等の事件

(g) 刑の執行猶予の言渡取消請求事件

(h) 通信傍受法による原記録の保管事務

(第4刑事部)

(ア) 公判請求事件

a 裁判員裁判対象合議制事件の4分の1

b 裁判員裁判非対象合議制事件の4分の1

c 一人制事件の32分の6

d 控訴裁判所から破棄差戻し又は破棄移送を受けた事件の4分の1

(イ) 公判請求事件以外の事件

a 医療観察法による処遇事件（同法第41条第1項の合議体による裁判所が行う対象行為の存否の審理及び裁判の手續を含む。）及び競合する処分の調整の申立事件の10分の2

b 除斥、忌避及び回避事件、起訴強制事件、証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件並びに訴訟費用負担請求事件

の各4分の1

c 刑事訴訟法第429条、第430条の準抗告事件及び児童福祉法第33条第7項ただし書の取消請求事件の各14分の3

d 医療観察法第72条第1項、第73条第1項の不服申立事件の各4分の1

e 再審請求事件の4分の1

f 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律による没収保全事件及び追徴保全事件の各4分の1

g 検察審査会法による指定弁護士の指定事件の10分の2

h 次の事件以外の刑事の事件の4分の1

(a) aからgまでに掲げる事件

(b) 令状事件

(c) 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件

(d) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件

(e) 医療観察法による鑑定入院命令事件

(f) 裁判員法上の異議申立等の事件

(g) 刑の執行猶予の言渡取消請求事件

(h) 通信傍受法による原記録の保管事務

(その他)

(ア) 令状事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分事件、第1回公判期日前の勾留理由開示事件及び裁判員法上の異議申立等の事件

別途、現に本庁に勤務する裁判官の協議により定めるところに従って、分担する。

(イ) 医療観察法による鑑定入院命令事件及び刑の執行猶予の言渡取消請求事件

刑事部左陪席裁判官（ただし、判事及び判事補（職特）を除く。）が平等の割合で分担する。

(ウ) 通信傍受法による原記録の保管事務

判事鈴嶋晋一が処理し、差し支えがある場合の代理順序は次のとおりとする。

第1順位 判事森喜史

第2順位 判事井野憲司

第3順位 判事大橋弘治

イ 事件の分配

(ア) 公判請求事件

a 通則

(a) 起訴状を単位として、受付の順及びアの事務の分担の割合に従って、順次配布する。

(b) 事件の数は、起訴状1通につき1件として計算する。ただし、被告人が複数の場合は、被告人1人につき1件として計算する。

(c) 追起訴事件は、起訴と同時に検察官から併合審理の請求書が提出された場合には、本起訴事件を担当する部に配布する。

(d) 2以上の部に各別に事件が配布されたのち、これを一つの部で併せて担当することを相当とするときは、関係部の協議により配布替えの手続をとることができる。この場合、配布替えを受けた部については、事件数は増加したものとみなし、担当から外れた部については、減少した事件の数に応じた新件を配布

するものとする。

b 法定合議制事件

アの事務の分担の割合に従って、第1刑事部、第2刑事部、第3刑事部及び第4刑事部に順次配布する。

c 一人制事件

アの事務の分担の割合に従って、第1刑事部、第2刑事部、第3刑事部及び第4刑事部に順次配布する。

d 裁定合議制事件

(a) 一人制事件の配布を受けた係から裁定合議相当として申出があったときは、第1刑事部、第2刑事部、第3刑事部及び第4刑事部の部総括裁判官で構成する合議裁定委員会（以下「合議裁定委員会」という。）が評議決定する。

(b) 裁定合議相当の決定があった事件は、右決定ごとに1単位として、法定合議事件とは別の順序で、アの事務の分担の割合に従って、第1刑事部、第2刑事部、第3刑事部及び第4刑事部に順次配布する。ただし、合議裁定委員会は、裁定合議相当の決定を行うに際して、当該事件の内容に応じて、2単位以上の配布単位数として配布することを決定することもできる。

(c) ある事件が裁定合議制事件となったために、当該事件の担当を離れた係に対しては、その事件の数に応じた新件を配布する。

(d) 合議裁定委員会の決定を経て裁定合議制事件の配布を受けた部が、裁定合議決定を取り消した場合でも、当該事件を事件係に差し戻すことはせず、当該部において一人制事件として処理することとする。

e 控訴裁判所から破棄差戻し又は破棄移送を受けた事件

アの事務の分担の割合に従って、第1刑事部、第2刑事部、第3刑事部及び第4刑事部に順次配布する。この場合において、原判決（第一審判決）をした裁判官が関与することとなるときは、次順位の部に配布し、これにより配布されないこととなった部には新件を配布する。

(イ) 公判請求事件以外の事件

a 令状事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分事件、第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件及び裁判員法上の異議申立等の事件

別途、現に本庁に勤務する裁判官の協議により定めるところに従って、配布する。

b 再審請求事件

再審請求書を単位として、受付の順及びアの事務の分担の割合に従って、順次配布する。この場合において、原判決をした裁判官が関与することとなるときは、次順位の部に配布し、これにより配布されないこととなった部には新件を配布する。

再審開始決定により審判をすることとなった事件は、再審請求事件を担当した部において担当する。

c 刑事補償請求、保釈保証金没取の請求、訴訟費用免除申立、費用補償請求、刑法第52条の刑の決定の請求、上訴権回復の請求、裁判の疑義の解釈の申立、裁判の執行の異議の申立及び国選弁護士契約弁護士に係る費用額算定の申立事件

それぞれ基礎となる裁判を担当した部に配布する。

d 医療観察法による鑑定入院命令事件及び刑の執行猶予の言渡取消

請求事件

刑事部左陪席裁判官（ただし、判事及び判事補（職特）を除く。）に順次配布する。

e 検察審査会法による指定弁護士の指定事件

刑事部裁判官（ただし、判事及び判事補（職特）に限る。）に順次配布する。

f a から e までに掲げる事件及び通信傍受法による原記録の保管事務以外の刑事の事件

第1 刑事部、第2 刑事部、第3 刑事部及び第4 刑事部に平等の割合で順次配布する。

(ウ) その他

a 事件の分配は、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。

前年度の未終局事件は、前年度の担当部において終了する。

b 特別配布、配布停止及びその解除、期間を限った配布割合の変更は、刑事部に配置された裁判官全員の協議によって決定する。

2 裁判官の配置

第1 民事部

判 事 (部総括) 能 登 謙 太 郎

判 事 住 田 知 也

(R8. 4. 1~R9. 3. 31 法科大学院教授)

判 事 河 原 崇 人

判 事 増 崎 浩 司

判事補 (職特) 高 橋 侑 子

第2 民事部

判 事 (部総括) 三 井 教 匡

判事補 (職特) 大 竹 泰 章

判事補 (職特) 清 光 成 実

第3 民事部

判 事 (部総括) 丹 下 将 克

判 事 吉 野 俊 太 郎

判事補 (職特) 白 鳥 葵

判事補 鶴 崎 涼 花

(R7. 4. 24 任補)

第4 民事部

判 事 (部総括) 日 景 聡

判 事 河 原 春 奈

判事補 (職特) 上 原 絵 梨

判事補 (職特) 清 水 洋 佑

判事補 (職特) 後 藤 紺

判事補 福 岡 歳 朗

(兼) 判事補	鶴 崎 涼 花
(兼) 判事補	加 藤 大 智
(兼) 判事補	榊 原 ま ど か
(兼) 判事補	高 橋 聡

第5 民事部

判 事 (部総括)	阿 閉 正 則
判 事	山 下 智 史

(R8. 4. 1～R9. 3. 31 法科大学院教授)

判 事	横 山 寛
判 事	工 藤 優 希
判事補	加 藤 大 智

(R7. 4. 24 任補)

判事補	榊 原 ま ど か
-----	-----------

(R7. 4. 24 任補)

第6 民事部

判 事 (部総括)	島 田 英 一 郎
判 事	樺 山 倫 尚
判 事	近 藤 貴 浩
判 事	内 村 諭 史
判事補 (職特)	中 山 詩 穂
判事補	高 矢 輝 乃

第1 刑事部

判 事 (部総括)	大 橋 弘 治
判 事	西 木 文 香

判事補 (職特)	大 島 泰 史
判事補	高 橋 聡
	(R7.4.24 任補)

第2 刑事部

判 事 (部総括)	井 野 憲 司
判 事	富 張 真 紀
判 事	武 田 夕 子
判事補	柴 田 康 平

第3 刑事部

判 事 (部総括)	森 喜 史
判 事	辛 島 靖 崇
判 事	菅 原 光 祥
判事補	高 橋 宏 一

第4 刑事部

判 事 (部総括)	鈴 嶋 晋 一
判 事	中 山 登
判事補	中 元 隆 太

3 代理順序

- (1) 裁判長に差し支えがあるときの裁判事務は、それぞれ当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が2の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- (2) 部員である裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

4 開廷日割

(1) 民事部

第1 民事部

合議体		月・水
単独体	能 登 裁判官	木
	住 田 裁判官	火・金
	河 原 裁判官	火・金
	増 崎 裁判官	木

第2 民事部

合議体		火・木
単独体	三 井 裁判官	水
	大 竹 裁判官	水・金
	清 光 裁判官	水・金

第3 民事部

合議体		火・金
単独体	丹 下 裁判官	水
	吉 野 裁判官	月・木

白 鳥 裁判官 月・木

第4 民事部

合議体 水

単独体 日 景 裁判官 水・木

河 原 裁判官 水・木

上 原 裁判官 水・木

清 水 裁判官 水・木

後 藤 裁判官 水・木

福 岡 裁判官 水・木

第5 民事部

合議体 火・金

単独体 阿 閉 裁判官 水

山 下 裁判官 月・水

横 山 裁判官 月・木

工 藤 裁判官 月・木

第6 民事部

合議体 月・木

単独体 島 田 裁判官 火

樺 山 裁判官 火・金

近 藤 裁判官 水・金

内 村 裁判官 火・金

(2) 刑事部

第1 刑事部

合議体 水・金

単独体 大 橋 裁判官 月

	大 島 裁判官	火・木
--	---------	-----

第2 刑事部

合議体		水・金
-----	--	-----

単独体	井 野 裁判官	火
-----	---------	---

	富 張 裁判官	月・火
--	---------	-----

	武 田 裁判官	月・木
--	---------	-----

第3 刑事部

合議体		火・木
-----	--	-----

単独体	森 裁判官	月
-----	-------	---

	辛 島 裁判官	月・水
--	---------	-----

	菅 原 裁判官	水・金
--	---------	-----

第4 刑事部

合議体		水・金
-----	--	-----

単独体	鈴 嶋 裁判官	月
-----	---------	---

	中 山 裁判官	火・木
--	---------	-----

5 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

（第4 民事部）

判 事（部総括）	日 景	聡
----------	-----	---

判 事	河 原 春	奈
-----	-------	---

判事補（職特）	上 原 絵	梨
---------	-------	---

判事補（職特）	清 水 洋	佑
---------	-------	---

判事補（職特）	後 藤	紺
---------	-----	---

（第6 民事部）

判 事（部総括）	島 田 英一郎
----------	---------

判 事	樺 山 倫 尚
判 事	近 藤 貴 浩
判 事	内 村 諭 史
判事補（職特）	中 山 詩 穂

6 労働審判官（労働審判法第8条）

判 事（部総括）	阿 閉 正 則
判 事	山 下 智 史
判 事	横 山 寛
判 事	工 藤 優 希

7 司法行政事務に関する代理順序

部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が当該部の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第2 飯塚支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（支部長）	足 立 正 佳
判 事	數 間 優 美 子
判 事	福 本 晶 奈

民事及び刑事の事件の全部

2 代理順序

- (1) 裁判長に差し支えがあるときの裁判事務は、上席の裁判官又は支部長の指名する裁判官が代理する。
- (2) 裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、田川支部長の指名する同支部の裁判官又は直方支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

(1) 民事

合議体		水・木
単独体	足 立 裁判官	水・木
	數 間 裁判官	火・金
調停		月

(2) 刑事

合議体		水・木
単独体	福 本 裁判官	月・火

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事 足 立 正 佳

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長に差し支えがあるときは、判事數間優美子及び判事福本晶奈が順次代理する。

6 飯塚支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者
(執行官規則第4条)

(1) 監督官

判 事 (支部長) 足 立 正 佳

(2) 監督補佐官

庶務課長 寺 岡 勇

上席主任書記官 尾 崎 直 人

主任書記官 坂 口 滋 朗

第3 久留米支部

1 裁判事務の分配

(1) 民事部

民事の事件の全部

(2) 刑事部

刑事の事件の全部（令状事件を除く。）

(3) その他

令状事件については、別途、久留米支部の裁判官の協議により定めるところによる。

2 裁判官の配置

民事部

判 事（支部長）	川 崎 聡 子
判 事	石 山 仁 朗
（兼）判 事	植 草 元 博
判 事	大 澤 貴 司
判事補（職特）	吉 元 祥 太 郎

刑事部

判 事（部総括）	赤 坂 宏 一
判 事	植 草 元 博
（兼）判 事	大 澤 貴 司
（兼）判事補（職特）	吉 元 祥 太 郎

3 代理順序

(1) 裁判長に差し支えがあるときの裁判事務は、それぞれ当該部の判事

(判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。)が2の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

- (2) 部員である裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、柳川支部の裁判官又は大牟田支部の裁判官が代理する。

4 開廷日割

(1) 民事部

合議体		金
単独体	石 山 裁判官	月・水
	吉 元 裁判官	水・金
調停		木

(2) 刑事部

合議体		火
単独体	赤 坂 裁判官	金
	植 草 裁判官	木

5 調停主任 (民事調停法第7条、民事調停規則第25条)

判 事 石 山 仁 朗

6 司法行政事務に関する代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、判事赤坂宏一及び判事石山仁朗が順次代理し、なお差し支えがあるときは、あらかじめ支部長の指名する裁判官が代理する。

- (2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が当該部の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

7 久留米支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判事（支部長） 川 崎 聡 子

(2) 監督補佐官

庶務課長 前 田 泉

上席主任書記官 草 野 愛

主任書記官 近 藤 裕 之

第4 小倉支部

1 裁判事務の分配

(1) 民事部

ア 事務の分担

(第1民事部)

- (ア) 民事保全事件（保全異議事件のうち、原決定が合議制でされた事件を除く。）の全部
- (イ) 民事執行事件の全部
- (ウ) 破産事件、民事再生事件及び会社更生事件の全部
- (エ) 民事非訟事件の全部
- (オ) 公示催告事件の全部
- (カ) 発信者情報開示命令事件の全部
- (キ) 配偶者暴力に関する保護命令事件の全部
- (ク) 特定和解の執行決定事件の全部
- (ケ) 借地非訟事件の全部
- (コ) 商事非訟事件（特別清算手続事件を含む。）の全部
- (サ) 船舶所有者等責任制限事件及び油濁等損害賠償責任制限事件の全部
- (シ) 民事調停事件の全部
- (ス) (ア) から (シ) までの各事件に関する準再審事件の全部
- (セ) 労働審判事件の全部
- (ソ) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第2章第2節第1款に規定する簡易確定事件の全部
- (タ) その他の民事の事件の全部

(第2民事部)

- (ア) 民事第一審合議制事件の2分の1
- (イ) 民事第一審一人制事件の4 2分の1 7
- (ウ) 民事共助事件の2分の1
- (エ) 証拠保全事件（訴提起前）の2分の1
- (オ) 訴えの提起前における証拠収集の処分の申立事件の2分の1
- (カ) 除斥及び忌避事件（専門委員の除斥及び忌避事件を含む。）の2
分の1
- (キ) 人身保護事件の2分の1
- (ク) 民事再審事件うち、合議制事件の2分の1、一人制事件の5分の
2
- (ケ) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の2分の1
- (コ) 保全異議事件のうち、原決定が合議制でされた事件の2分の1

(第3民事部)

- (ア) 民事第一審合議制事件の2分の1
- (イ) 民事第一審一人制事件の4 2分の2 5
- (ウ) 民事共助事件の2分の1
- (エ) 証拠保全事件（訴提起前）の2分の1
- (オ) 訴えの提起前における証拠収集の処分の申立事件の2分の1
- (カ) 除斥及び忌避事件（専門委員の除斥及び忌避事件を含む。）の2
分の1
- (キ) 人身保護事件の2分の1
- (ク) 民事再審事件のうち、合議制事件の2分の1、一人制事件の5分
の3
- (ケ) 仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件の2分の1

(コ) 保全異議事件のうち、原決定が合議制でされた事件の2分の1

(第4民事部)

過料事件の全部

イ 事件の分配

(ア) 第2民事部及び第3民事部が分担する事件については、各種別ごとに、その受付の順及びアの事務の分担の割合に応じ、別途、第2民事部及び第3民事部に配置された裁判官全員の協議で定めるところに従って、順次配布する。ただし、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。

(イ) 労働審判事件（訴訟に移行した場合を含む。）については、別途、民事部に配置された裁判官全員の協議で定めるところに従って、順次配布する。

ただし、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。

(ウ) 特別配布、配布停止及びその解除、期間を限った配布割合の変更は、民事部に配置された裁判官全員の協議によって決定する。

(2) 刑事部

ア 事務の分担

(第1刑事部)

(ア) 公判請求事件

- a 裁判員裁判対象合議制事件の2分の1
- b 裁判員裁判非対象合議制事件の2分の1
- c 一人制事件の2分の1

(イ) 令状事件（執務時間内に受理したもの。第1回公判期日前の勾留に関する処分及び勾留理由開示請求事件を含む。）の2分の1

(ウ) その他の刑事の事件の2分の1

(第2刑事部)

(ア) 公判請求事件

a 裁判員裁判対象合議制事件の2分の1

b 裁判員裁判非対象合議制事件の2分の1

c 一人制事件の2分の1

(イ) 令状事件（執務時間内に受理したもの。第1回公判期日前の勾留に関する処分及び勾留理由開示請求事件を含む。）の2分の1

(ウ) その他の刑事の事件の2分の1

(その他)

(ア) 令状事件（執務時間外に受理したもの）については、別途、現に小倉支部に勤務する裁判官の協議により定めるところに従って、分担する。

(イ) 通信傍受法による原記録の保管事務は、判事武林仁美が処理し、差し支えがあるときは、判事三芳純平が代理して処理する。

イ 事件の分配

(ア) 公判請求事件

a 起訴状を単位として、その受付の順序及びアの事務の分担の割合に従って、第1刑事部及び第2刑事部に順次配布する。

b 事件の数は、起訴状1通につき1件として計算する。ただし、被告人複数の場合は、被告人1人につき1件として計算する。

c 合議制事件と一人制事件とが1通の起訴状により起訴された場合は、合議制事件として扱う。

(イ) 公判請求事件以外の事件については、別途、現に小倉支部に勤務する裁判官の協議により定めるところに従って、配布する。

(ウ) その他

- a 事件の分配は、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。
- b 特別配布、配布停止及びその解除、期間を限った配布割合の変更は、刑事部に配置された裁判官全員の協議によって決定する。

2 裁判官の配置

第1 民事部

判 事 (部総括)	志 賀	勝
判事補 (職特)	山 口 大	輔
判事補	武 藤	遼
(兼) 判事補 (職特)	後 藤	彩
(兼) 判事補	中 谷	洸

第2 民事部

判 事 (部総括)	千 賀 卓	郎
判 事	富 張 邦	夫
判事補	中 谷	洸
(兼) 判事補	北 澤	陸
(兼) 判事補	豊 田 高	史

第3 民事部

判 事 (部総括)	西 村 英	樹
判 事	阿 波 野 右	起
判 事	多 田 真	央
判事補 (職特)	後 藤	彩
(兼) 判事補	北 澤	陸
(兼) 判事補	豊 田 高	史

第4 民事部

判 事 (支部長)	松 葉 佐 隆	之
(兼) 判 事	志 賀	勝
(兼) 判事補 (職特)	山 口 大	輔
(兼) 判事補	武 藤	遼

第1 刑事部

判 事 (部総括)	三 芳 純 平
判事補 (職特)	安 藤 諒
判事補 (職特)	大 野 志 明
	(福岡家裁小倉支部常填補)
判事補	北 澤 陸

第2 刑事部

判 事 (部総括)	武 林 仁 美
判事補 (職特)	丸 林 裕 矢
判事補	豊 田 高 史

3 代理順序

- (1) 裁判長に差し支えがあるときの裁判事務は、当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が2の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。
- (2) 部員である裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、行橋支部の裁判官が代理する。

4 開廷日割

(1) 民事部

第1 民事部

合議体		月
単独体	志 賀 裁判官	火・木
	山 口 裁判官	水・金

武 藤 裁判官 火・水・木・金

第2 民事部

合議体 火

単独体 千 賀 裁判官 水・木

富 張 裁判官 月・金

第3 民事部

合議体 木

単独体 西 村 裁判官 月・火

阿波野 裁判官 水・金

多 田 裁判官 月・水

(2) 刑事部

第1 刑事部

合議体 月・木・金

単独体 三 芳 裁判官 火・水

安 藤 裁判官 火・金

第2 刑事部

合議体 月・火・金

単独体 武 林 裁判官 水・木

丸 林 裁判官 水・木

5 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事 志 賀 勝

判事補（職特） 山 口 大 輔

6 労働審判官（労働審判法第8条）

判 事	西 村 英 樹
判 事	千 賀 卓 郎
判 事	志 賀 勝
判 事	富 張 邦 夫
判 事	阿 波 野 右 起
判 事	多 田 真 央
判事補（職特）	山 口 大 輔

7 司法行政事務に関する代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、判事西村英樹及び同武林仁美が順次代理し、なお差し支えがあるときは、あらかじめ支部長の指名する裁判官が代理する。
- (2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が当該部の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

8 小倉支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者

（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判 事（支部長）	松 葉 佐 隆 之
判 事	志 賀 勝

(2) 監督補佐官

事務局次長	安 藤 貴
次席書記官	友 井 満

庶務第二課長

原 田 優

主任書記官

中 島 和 隆

第5 直方支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（支部長） 佐 田 崇 雄

民事及び刑事の事件の全部（合議事件を除く。）

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する同支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、田川支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

民事 火・木

刑事 火・木

調停 月

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事 佐 田 崇 雄

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長に差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する同支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、田川支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

6 直方支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判 事 (支部長)

佐 田 崇 雄

(2) 監督補佐官

庶務課長

原 薫 代

第6 柳川支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（支部長） 中 山 さ ほ 子
民事及び刑事の事件の全部（合議事件を除く。）

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、大牟田支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

民事	木・金
刑事	火
調停	月

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事 中 山 さ ほ 子

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長に差し支えがあるときは、大牟田支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

6 柳川支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者
（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判 事（支部長） 中 山 さ ほ 子

(2) 監督補佐官

庶務課長

蓮 尾 伸 一

第7 大牟田支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（支部長） 木 戸 口 恆 成

民事及び刑事の事件の全部（合議事件を除く。）

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、柳川支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

民事 火・金

刑事 木

調停 水

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事 木 戸 口 恆 成

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長に差し支えがあるときは、柳川支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

6 大牟田支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者
（執行官規則第4条）

（1） 監督官

判 事（支部長） 木 戸 口 恆 成

(2) 監督補佐官

庶務課長

松 岡 弘 晃

第8 八女支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（填補・支部長代理） 大 澤 貴 司

民事及び刑事の事件の全部（合議事件を除く。）

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、柳川支部の裁判官又は大牟田支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

民事 月・水

刑事 月

調停 月・水

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事 大 澤 貴 司

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長代理に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、柳川支部の裁判官又は大牟田支部の裁判官が代理する。

6 八女支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判 事 (支部長代理)

大 澤 貴 司

(2) 監督補佐官

庶務課長

河 野 崇

第9 行橋支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（支部長）	秋	本	円	香
判事補（職特）（填補）	齋	藤	壮	来

民事事件（合議事件を除く。）及び刑事事件（合議事件を除く。）全部

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、小倉支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

民事	火・金
刑事	月
調停	金（随時）

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事	秋	本	円	香
-----	---	---	---	---

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長に差し支えがあるときは、小倉支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

6 行橋支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判 事 (支部長)

秋 本 田 香

(2) 監督補佐官

庶務課長

舛 添 広 美

第10 田川支部

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

判 事（支部長）	數 間	薫
判事補（職特）	齋 藤 壮	来

民事及び刑事の事件の全部（合議事件を除く。）

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する同支部の裁判官又は直方支部の裁判官が代理する。

3 開廷日割

民事	齋藤裁判官	水・金（臨時）
刑事	數間裁判官	木
調停	數間裁判官	月・水（随時）

4 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

判 事	數 間	薫
-----	-----	---

5 司法行政事務に関する代理順序

支部長に差し支えがあるときは、判事補齋藤壮来が代理し、なお差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する同支部の裁判官又は直方支部の裁判官が代理する。

6 田川支部の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者

(執行官規則第4条)

(1) 監督官

判事(支部長)

數 間 薫

(2) 監督補佐官

庶務課長

尾 方 克 彰

第 1 1 福岡簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(1) 裁判官の配置及び事務の分担

簡易裁判所判事（司掌者） 山之内 紀 行

- ア 公示催告事件の全部
- イ 過料事件の全部
- ウ 借地非訟事件の全部
- エ 少額訴訟債権執行事件の全部
- オ 在庁略式事件の 1 1 分の 2
- カ 保護処分通知事件の全部

簡易裁判所判事 岩 木 宰

- ア 民事調停事件（特定調停事件を除く。）の 2 分の 1
- イ 特定調停事件の 2 分の 1
- ウ 保全命令事件の 2 分の 1
- エ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- オ 令状事件

簡易裁判所判事 坂 元 信 夫

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1

キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1

ク 令状事件

簡易裁判所判事 中 村 光 隆

ア 略式事件（三者即日処理方式による交通切符略式事件及び在庁略式事件を除く。）の 9 分の 2

イ 刑事共助事件の 5 分の 1

ウ 執行猶予取消事件の 5 分の 1

エ 準抗告事件（刑事訴訟法第 4 3 0 条）の 5 分の 1

オ 在庁略式事件の 1 1 分の 2

カ 令状事件

簡易裁判所判事 坂 口 健 治

ア 民事調停事件（特定調停事件を除く。）の 2 分の 1

イ 特定調停事件の 2 分の 1

ウ 保全命令事件の 2 分の 1

エ その他の民事の事件の 1 8 分の 1

オ 令状事件

簡易裁判所判事 松 野 勝 徳

ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1

イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1

ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1

エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1

オ 民事再審事件の 1 1 分の 1

- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 綿 森 明 男

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 有 迫 英 明

- ア 略式事件（三者即日処理方式による交通切符略式事件及び在庁略式事件を除く。）の 9 分の 2
- イ 刑事共助事件の 5 分の 1
- ウ 執行猶予取消事件の 5 分の 1
- エ 準抗告事件（刑事訴訟法第 4 3 0 条）の 5 分の 1
- オ 在庁略式事件の 1 1 分の 2
- カ 令状事件

簡易裁判所判事 大 島 洋 一

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1

- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 小 田 剛

- ア 略式事件（三者即日処理方式による交通切符略式事件及び在庁略式事件を除く。）の 9 分の 1
- イ 刑事共助事件の 5 分の 1
- ウ 執行猶予取消事件の 5 分の 1
- エ 準抗告事件（刑事訴訟法第 4 3 0 条）の 5 分の 1
- オ 在庁略式事件の 1 1 分の 1
- カ 令状事件

簡易裁判所判事 梅 崎 聖 博

- ア 刑事公判請求事件の 2 分の 1
- イ 略式事件（三者即日処理方式による交通切符略式事件及び在庁略式事件を除く。）の 9 分の 2
- ウ 刑事再審事件の 2 分の 1
- エ 刑事共助事件の 5 分の 1
- オ 執行猶予取消事件の 5 分の 1
- カ 準抗告事件（刑事訴訟法第 4 3 0 条）の 5 分の 1

- キ 在庁略式事件の 1 1 分の 2
- ク 三者即日処理方式による交通切符略式事件の 2 分の 1
- ケ 令状事件

簡易裁判所判事 古 庄 範 行

- ア 民事特定通常訴訟事件
- イ 少額訴訟事件の 3 分の 1
- ウ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- エ 令状事件

簡易裁判所判事 中 間 博 文

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 白 石 泉

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1

- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 永 田 昌 敏

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 平 田 和 寛

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 深 澤 勉

- ア 民事特定通常訴訟事件
- イ 訴え提起前の和解事件の 2 分の 1
- ウ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- エ 令状事件

簡易裁判所判事 山 口 良 二

- ア 民事特定通常訴訟事件
- イ 少額訴訟事件の 3 分の 1
- ウ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- エ 令状事件

簡易裁判所判事 合 戸 浩 一

- ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1
- イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1
- ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1
- エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1
- オ 民事再審事件の 1 1 分の 1
- カ 民事共助事件の 1 1 分の 1
- キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- ク 令状事件

簡易裁判所判事 甲 斐 裕 之

- ア 民事特定通常訴訟事件
- イ 訴え提起前の和解事件の 2 分の 1

ウ その他の民事の事件の 1 8 分の 1

エ 令状事件

簡易裁判所判事 黒 岩 康 彦

ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1

イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1

ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1

エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1

オ 民事再審事件の 1 1 分の 1

カ 民事共助事件の 1 1 分の 1

キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1

ク 令状事件

簡易裁判所判事 中 島 健 司

ア 民事一般通常訴訟事件の 1 1 分の 1

イ 手形小切手訴訟事件の 1 1 分の 1

ウ 支払督促異議事件の 1 1 分の 1

エ 市民訴訟事件の 1 1 分の 1

オ 民事再審事件の 1 1 分の 1

カ 民事共助事件の 1 1 分の 1

キ その他の民事の事件の 1 8 分の 1

ク 令状事件

簡易裁判所判事 安 里 真 也

ア 刑事公判請求事件の 2 分の 1

- イ 略式事件（三者即日処理方式による交通切符略式事件及び在庁略式事件を除く。）の 9 分の 2
- ウ 刑事再審事件の 2 分の 1
- エ 刑事共助事件の 5 分の 1
- オ 執行猶予取消事件の 5 分の 1
- カ 準抗告事件(刑事訴訟法第 4 3 0 条)の 5 分の 1
- キ 在庁略式事件の 1 1 分の 2
- ク 三者即日処理方式による交通切符略式事件の 2 分の 1
- ケ 令状事件

簡易裁判所判事 大 橋 憲 一 郎

- ア 民事特定通常訴訟事件
- イ 少額訴訟事件の 3 分の 1
- ウ その他の民事の事件の 1 8 分の 1
- エ 令状事件

簡易裁判所判事 古 賀 康 平
(小倉簡裁常填補)

簡易裁判所判事(職務代行) 高 津 佐 邦 弘
令状事件

(その他)

令状事件（執務時間外に受理したもの）については、福岡簡易裁判所の裁判官（（司掌者）山之内紀行を除く。）で分担する。

(2) 事件の分配

- ア 民事特定通常訴訟事件については、別途、担当裁判官の協議するところに従って配布する。
- イ 令状事件については、別途、担当裁判官の協議するところに従って配布する。
- ウ 令状事件以外の事件については、各種別ごとに、受付の順並びに(1)の裁判官の配置順序及び事務の分担の割合に従って、順次配布する。
ただし、前年度の未終局事件は、前年度の担当裁判官によって終了する。
- エ 特別配布、配布停止及びその解除、期間を限った配布割合の変更は、福岡簡易裁判所に配置された裁判官全員の協議によって決定する。

(3) 定義

- ア 民事一般通常訴訟事件とは、民事訴訟事件のうち、次の事件をいう（ただし、イの民事特定通常訴訟事件を除く。）。
 - (ア) 法人（貸金業、信販会社、金融機関、保証受託会社、不動産賃貸業者、電話会社、債権回収業者、販売業者及び公共団体など）が、その法人の業務に関連して、反復継続して提起する訴訟事件（年間10件以上の頻度で提起しているか、または、訴状が定型化されているかを目安とする。）
 - (イ) 個人が提起した訴訟事件のうち、前記（ア）の法人を相手に提起した、債務不存在確認請求事件及び過払金（不当利得金）返還請求事件
 - (ウ) 請求異議訴訟、執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴

え及び取立訴訟のうち債務名義の内容が前記（ア）の訴訟事件に係るもの

イ 民事特定通常訴訟事件とは、民事訴訟事件のうち、別途、裁判官全員の協議によって決定した法人を当事者とする特定の訴訟事件をいう。

ウ 市民訴訟事件とは、民事訴訟事件のうち、次の事件を除く訴訟事件をいう。

民事一般通常訴訟事件、民事特定通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、支払督促異議事件及び少額訴訟事件

エ その他の民事の事件とは、次の事件を除く民事事件をいう。

民事一般通常訴訟事件、民事特定通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、支払督促異議事件、少額訴訟事件、市民訴訟事件、民事再審事件、民事共助事件、民事調停事件、訴え提起前の和解事件、公示催告事件、過料事件、借地非訟事件、保全命令事件及び少額訴訟債権執行事件

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、1（1）の裁判官の配置順序に従って、次順位の簡易裁判所判事が順次代理し、なお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡地方裁判所勤務の裁判官（福岡簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

簡易裁判所判事	山之内	紀行
簡易裁判所判事	岩木	宰
簡易裁判所判事	坂元	信夫
簡易裁判所判事	中村	光隆

簡易裁判所判事	坂	口	健	治
簡易裁判所判事	松	野	勝	徳
簡易裁判所判事	綿	森	明	男
簡易裁判所判事	有	迫	英	明
簡易裁判所判事	大	島	洋	一
簡易裁判所判事	小	田		剛
簡易裁判所判事	梅	崎	聖	博
簡易裁判所判事	古	庄	範	行
簡易裁判所判事	中	間	博	文
簡易裁判所判事	白	石		泉
簡易裁判所判事	永	田	昌	敏
簡易裁判所判事	平	田	和	寛
簡易裁判所判事	深	澤		勉
簡易裁判所判事	山	口	良	二
簡易裁判所判事	合	戸	浩	一
簡易裁判所判事	甲	斐	裕	之
簡易裁判所判事	黒	岩	康	彦
簡易裁判所判事	中	島	健	司
簡易裁判所判事	安	里	真	也
簡易裁判所判事	大	橋	憲	一 郎
民事調停官	福	西	武	夫
民事調停官	甲	谷	健	幸

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事

岩木宰及び坂元信夫が順次代理する。

第 1 2 宗像簡易裁判所

1 裁判官の配置

(兼) 簡易裁判所判事 小 田 剛

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する福岡簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第 7 条、民事調停規則第 2 5 条）

(兼) 簡易裁判所判事 小 田 剛

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する福岡簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

第 13 甘木簡易裁判所

1 裁判官の配置

簡易裁判所判事 高 津 佐 邦 弘

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する福岡簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）又はうきは簡易裁判所の裁判官が代理する。

3 調停主任（民事調停法第 7 条、民事調停規則第 25 条）

簡易裁判所判事 高 津 佐 邦 弘

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する福岡簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）又はうきは簡易裁判所の裁判官が代理する。

第 1 4 飯塚簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(1) 裁判官の配置及び事務の分担

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者)

足 立 正 佳

令状事件 (執務時間中に受理したもの) の 1 0 分の 3

(兼) 簡易裁判所判事 數 間 優 美 子

(兼) 簡易裁判所判事 福 本 晶 奈

ア 略式命令に対する正式裁判請求事件の全部 (公職選挙法違反事件を除く。)

イ 公職選挙法違反事件に係る略式事件の全部

簡易裁判所判事 日 高 宏

ア 民事事件の全部

イ 刑事公判請求事件の全部

ウ 公職選挙法違反事件に係る略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

エ 略式事件の全部 (公職選挙法違反事件を除く。)

オ 令状事件 (執務時間中に受理したもの) の 1 0 分の 7

カ その他の刑事の事件の全部

簡易裁判所判事 (職務代行) 佐 田 崇 雄

簡易裁判所判事 (職務代行) 南 正 一

簡易裁判所判事（職務代行） 數 間 薫

簡易裁判所判事（職務代行） 齋 藤 壮 来

簡易裁判所判事（職務代行） 篠 原 真 理

（その他）

令状事件（執務時間外に受理したもの）については、飯塚簡易裁判所の裁判官の全員で分担する。

（2） 令状事件（執務時間外に受理したもの）の分配

別途、担当裁判官の協議するところに従って、配布する。

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する飯塚簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を含む。）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

簡易裁判所判事 日 高 宏

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事 數間優美子及び同福本品奈が順次代理する。

第15 直方簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 佐 田 崇 雄

略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

簡易裁判所判事 南 正 一

(1) 民事の事件の全部

(2) 刑事の事件の全部 (略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。)

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する飯塚簡易裁判所の裁判官 (職務代行裁判官を含む。) が代理する。

3 調停主任 (民事調停法第7条、民事調停規則第25条)

(兼) 簡易裁判所判事 佐 田 崇 雄

簡易裁判所判事 南 正 一

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事南正一が代理する。

第16 久留米簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(1) 裁判官の配置及び事務の分担

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 川 崎 聡 子

(兼) 簡易裁判所判事 赤 坂 宏 一

(兼) 簡易裁判所判事 石 山 仁 朗

(兼) 簡易裁判所判事 植 草 元 博

(兼) 簡易裁判所判事 大 澤 貴 司

(兼) 簡易裁判所判事 吉 元 祥 太 郎

簡易裁判所判事 出 口 曜 資

ア 民事通常訴訟及び手形・小切手訴訟事件の各2分の1

イ 少額訴訟事件の全部

ウ 民事調停事件 (特定調停事件を含む) の全部

エ 保全事件の2分の1

オ 民事再審事件の2分の1

カ 刑事公判請求事件の2分の1

キ 刑事共助事件の全部

ク 刑事再審事件の全部

ケ 略式事件 (在庁略式事件を除く) の2分の1

- コ 在庁略式事件の2分の1
- サ 執行猶予取消請求事件の全部
- シ 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件の全部（勾留した裁判官に差し支えがある場合に限る。）
- ス 準抗告事件（刑事訴訟法430条）の2分の1

簡易裁判所判事 樋 口 隆

- ア 民事通常訴訟及び手形・小切手訴訟事件の各2分の1
- イ 保全事件の2分の1
- ウ 民事再審事件の2分の1
- エ その他の民事の事件の全部
- オ 刑事公判請求事件の2分の1
- カ 略式事件（在庁略式事件を除く）の2分の1
- キ 在庁略式事件の2分の1
- ク 準抗告事件（刑事訴訟法430条）の2分の1

簡易裁判所判事（職務代行） 中 山 さほ子

簡易裁判所判事（職務代行） 木 戸 口 恆 成

簡易裁判所判事（職務代行） 本 田 稔

簡易裁判所判事（職務代行） 小 林 幹 典

(その他)

令状事件については、久留米簡易裁判所の裁判官の全員で分担する。

(2) 事件の分配

ア 令状事件については、別途、担当裁判官の協議するところに従って、配布する。

イ 令状事件以外の事件については、各種別ごとに受付の順並びに1の裁判官の配置順序及び事務の分担の割合に従って、順次配布する。

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する久留米簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を含む。）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

簡易裁判所判事	出	口	曜	資
簡易裁判所判事	樋	口		隆

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事出口曜資が代理し、なお差し支えがあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する久留米簡易裁判所判事（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

第17 うきは簡易裁判所

1 裁判官の配置

(兼) 簡易裁判所判事 樋 口 隆

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する久留米簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）又は甘木簡易裁判所の裁判官が代理する。

3 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

(兼) 簡易裁判所判事 樋 口 隆

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する久留米簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）又は甘木簡易裁判所の裁判官が代理する。

第18 柳川簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 中山 さほ子

略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

(兼) 簡易裁判所判事 小林 幹 典

民事及び刑事の事件の全部の2分の1 (略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。)

簡易裁判所判事 (職務代行) 本 田 稔

民事及び刑事の事件の全部の2分の1 (略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。)

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する久留米簡易裁判所の裁判官 (職務代行裁判官を含む。) が代理する。

3 調停主任 (民事調停法第7条、民事調停規則第25条)

簡易裁判所判事 小林 幹 典

簡易裁判所判事 本 田 稔

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事小林幹典が代理する。

第19 大牟田簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 木戸口 恆 成

略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

簡易裁判所判事 本 田 稔

民事及び刑事の事件の全部 (略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。)

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する久留米簡易裁判所の裁判官 (職務代行裁判官を含む。) が代理する。

3 調停主任 (民事調停法第7条、民事調停規則第25条)

簡易裁判所判事 本 田 稔

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事 本田稔が代理する。

第20 八女簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

簡易裁判所判事（職務代行・司掌者） 大 澤 貴 司

略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

簡易裁判所判事 小 林 幹 典

民事及び刑事の事件の全部（略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。）

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する久留米簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を含む。）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

簡易裁判所判事 小 林 幹 典

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事小林幹典が代理する。

第 2 1 小倉簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(1) 裁判官の配置及び事務の分担

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 松 葉 佐 隆 之

簡易裁判所判事 濱 嶋 武 史

- ア 民事通常訴訟及び手形・小切手訴訟事件の各 3 分の 1
- イ 少額訴訟事件の 3 分の 1
- ウ 民事再審事件の 3 分の 1
- エ 民事調停事件の 3 分の 1
- オ 即決和解事件の 3 分の 1
- カ 保全命令事件の 3 分の 1
- キ 保全異議又は取消しの申立事件の 3 分の 1
- ク 少額訴訟債権執行事件の 3 分の 1
- ケ 公示催告事件の 3 分の 1
- コ 証拠保全事件の 3 分の 1
- サ 過料事件の 3 分の 1
- シ 借地非訟事件の 3 分の 1
- ス 共助事件の 3 分の 1
- セ その他の民事の事件の 3 分の 1
- ソ 刑事公判請求事件 ((2) エ記載の事件を除く。) の 3 分の 1
- タ 刑事再審事件の 3 分の 1
- チ 略式事件の 3 分の 1
- ツ 令状事件 (執務時間中に受理したもの) の 9 分の 1
- テ その他の刑事の事件の 3 分の 1

簡易裁判所判事 兒 玉 修 之

- ア 民事通常訴訟及び手形・小切手訴訟事件の各 3 分の 1
- イ 少額訴訟事件の 3 分の 1
- ウ 民事再審事件の 3 分の 1
- エ 民事調停事件の 3 分の 1
- オ 即決和解事件の 3 分の 1
- カ 保全命令事件の 3 分の 1
- キ 保全異議又は取消しの申立事件の 3 分の 1
- ク 少額訴訟債権執行事件の 3 分の 1
- ケ 公示催告事件の 3 分の 1
- コ 証拠保全事件の 3 分の 1
- サ 過料事件の 3 分の 1
- シ 借地非訟事件の 3 分の 1
- ス 共助事件の 3 分の 1
- セ その他の民事の事件の 3 分の 1
- ソ 刑事公判請求事件（（2）エ記載の事件を除く。）の 3 分の 1
- タ 刑事再審事件の 3 分の 1
- チ 略式事件の 3 分の 1
- ツ 令状事件（執務時間中に受理したもの）の 9 分の 1
- テ その他の刑事の事件の 3 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 古 賀 康 平

- ア 民事通常訴訟及び手形・小切手訴訟事件の各 3 分の 1
- イ 少額訴訟事件の 3 分の 1

- ウ 民事再審事件の 3 分の 1
- エ 民事調停事件の 3 分の 1
- オ 即決和解事件の 3 分の 1
- カ 保全命令事件の 3 分の 1
- キ 保全異議又は取消しの申立事件の 3 分の 1
- ク 少額訴訟債権執行事件の 3 分の 1
- ケ 公示催告事件の 3 分の 1
- コ 証拠保全事件の 3 分の 1
- サ 過料事件の 3 分の 1
- シ 借地非訟事件の 3 分の 1
- ス 共助事件の 3 分の 1
- セ その他の民事の事件の 3 分の 1
- ソ 刑事公判請求事件（（2）エ記載の事件を除く。）の 3 分の 1
- タ 刑事再審事件の 3 分の 1
- チ 略式事件の 3 分の 1
- ツ 令状事件（執務時間中に受理したもの）の 9 分の 1
- テ その他の刑事の事件の 3 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 藤 原 治

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 1 2 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 末 廣 元 保

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 1 2 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 高 津 佐 邦 弘

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 1 2 分の 2

簡易裁判所判事（職務代行） 岩 木 幸

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 中 村 光 隆

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 坂 口 健 治

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 有 迫 英 明

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 梅 崎 聖 博

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 深 澤 勉

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 甲 斐 裕 之

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

簡易裁判所判事（職務代行） 安 里 真 也

令状事件（執務時間中に受理したもの）の 2 4 分の 1

(2) 事件の分配

ア イ及びウ以外の事件については、各種別ごとに、受付の順並びに1(1)の裁判官の配置順序及び事務の分担の割合に従って、順次配布する。ただし、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。

イ 民事再審事件、保全異議又は取消しの申立事件、少額訴訟債権執行、証拠保全事件、借地非訟事件及び共助事件については、種別を問わず受付の順並びに次の順序及び1(1)の事務の分担の割合に従って、順次配布する。ただし、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。

① 簡易裁判所判事 古 賀 康 平

② 簡易裁判所判事 濱 嶋 武 史

③ 簡易裁判所判事 兒 玉 修 之

なお、これらの事件を担当する裁判官が他庁へ転出したときは、配布順序を順次繰り上げるものとし、新たに小倉簡易裁判所に転入した裁判官については、最後の順とする（複数の裁判官が同時に転入した場合は、簡裁判事任命年次の順とし、同年次のときは氏名の五十音順とする。）。

ウ 保全命令事件、その他の民事の事件、在庁略式事件、令状事件（執務時間外に受理したもの）及びその他の刑事の事件については、各種別ごとの担当裁判官の協議により定めるところに従って、配布する。

前年度の未終局事件は、前年度の担当裁判官によって結了する。

エ 簡易裁判所判事濱嶋武史、同兒玉修之、同古賀康平が法令により処理

できない刑事事件については、事件の種別を問わず受付の順並びに次の順序（該当裁判官を除く。）及び事務の分担の割合に従って、順次配布する。ただし、前年度の事件の分配に続けて配布し、年度更新の方法はとらない。

- ① 簡易裁判所判事 濱 嶋 武 史 3分の1
- ② 簡易裁判所判事 古 賀 康 平 3分の1
- ③ 簡易裁判所判事 兒 玉 修 之 3分の1

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、1（1）の裁判官の配置の順序に従って次順位の裁判官（職務代行裁判官を含む。）が順次代理し、なお差し支えがあるときは、小倉支部長の指名する同支部勤務の裁判官（小倉簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第7条、民事調停規則第25条）

簡易裁判所判事	濱 嶋 武 史
簡易裁判所判事	兒 玉 修 之
簡易裁判所判事	古 賀 康 平

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事濱嶋武史が代理し、なお差し支えがあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する小倉簡易裁判所判事（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

第 2 2 折尾簡易裁判所

1 裁判官の配置

簡易裁判所判事 末 廣 元 保

2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、小倉支部長の指名する小倉簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

3 調停主任（民事調停法第 7 条、民事調停規則第 2 5 条）

簡易裁判所判事 末 廣 元 保

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、小倉支部長の指名する小倉簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

第23 行橋簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 秋 本 円 香

略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

簡易裁判所判事 藤 原 治

民事及び刑事の事件の全部 (略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。)

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理し、なお差し支えがあるときは、小倉支部長の指名する小倉簡易裁判所の裁判官 (職務代行裁判官を除く。) が代理する。

3 調停主任 (民事調停法第7条、民事調停規則第25条)

(兼) 簡易裁判所判事 秋 本 円 香

簡易裁判所判事 藤 原 治

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事藤原治が代理する。

第24 田川簡易裁判所

1 裁判官の配置及び裁判事務の分配

(兼) 簡易裁判所判事 (司掌者) 數 間 薫
略式命令に対する正式裁判請求事件の全部

(兼) 簡易裁判所判事 齋 藤 壮 来
民事保全異議事件の全部

簡易裁判所判事 篠 原 真 理

- (1) 民事の事件全部 (民事保全異議事件の全部を除く。)
- (2) 刑事の事件全部 (略式命令に対する正式裁判請求事件の全部を除く。)

2 代理順序

各裁判官に差し支えがあるときは、順次代理し、なお差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する飯塚簡易裁判所の裁判官 (職務代行裁判官を含む。) が代理する。

3 調停主任 (民事調停法第7条、民事調停規則第25条)

簡易裁判所判事 篠 原 真 理

4 司法行政事務に関する代理順序

司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事齋藤壮来及び同篠原真理が順次代理する。

第25 全庁

1 裁判事務に関する代理順序

(1) 福岡地方裁判所支部における代理順序

各支部において定められた代理順序によってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

(2) 管内簡易裁判所における代理順序

管内各簡易裁判所において定められた代理順序によってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

2 司法行政事務に関する代理順序

(1) 福岡地方裁判所（本庁を含む。）における代理順序

所長に差し支えがあるときは、判事鈴嶋晋一及び同日景聡が順次代理し、なお差し支えがあるときは、あらかじめ所長の指名する裁判官が代理する。

(2) 福岡地方裁判所支部における代理順序

各支部において定められた代理順序によってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

(3) 管内簡易裁判所における代理順序

管内各簡易裁判所において定められた代理順序によってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡簡易裁判所の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が代理する。

3 福岡地方裁判所（本庁を含む。）の執行官の監督に関する事務を行う裁判官及びそれを補佐する者（執行官規則第4条）

(1) 監督官

判事（所長）	溝	國	禎	久
判事	日	景		聡
判事	河	原	春	奈
(2) 監督補佐官				
事務局長	永	野	秀	治
民事首席書記官	大	串	竜	全
事務局次長	重	田	展	孝
事務局次長	小	田	将	士
次席書記官	森	山	浩	利
次席書記官	友	枝	仁	美
出納課長	惠	本	明	美
総括主任書記官	濱	崎	啓	介
主任書記官	金	澤	美	紀
主任書記官	原	田		恵
主任書記官	平	山		武
主任書記官	安	永	祐	二
主任書記官	白	石	敏	明

4 被疑者の国選弁護人選任事務に係る代理順序及び裁判官の職務の代行について

- (1) 飯塚、久留米、小倉及び行橋の支部を除く支部の裁判官が処理すべき被疑者の国選弁護人選任請求の事務又は勾留状発付の際の職権による国選弁護人選任事務（以下、「被疑者国選弁護人選任事務」という。）につき、その処理が休日にかかるため、これを他に引き継ぐ必要がある場合には、所長が指名する本庁の裁判官がこれを引き継ぎ、処理する。
- (2) 支部に併設された簡易裁判所（飯塚、久留米、小倉及び行橋を除く。）

の裁判官が処理すべき被疑者国選弁護人選任事務につき、その処理が休日にかかるため、これを他に引き継ぐ必要がある場合には、所長が指名する福岡簡易裁判所の裁判官（本庁に勤務する裁判官で同簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者を含む。）がこれを引き継ぎ、処理する。

なお、この場合、同裁判官には、当該請求を受け、又は勾留状を発付した簡易裁判所の裁判官の職務の代行を命ぜられたものとする。

- (3) 行橋簡易裁判所の裁判官が処理すべき被疑者国選弁護人選任事務につき、その処理が休日にかかるため、これを他に引き継ぐ必要がある場合には、小倉支部長が指名する小倉簡易裁判所の裁判官（小倉支部及び福岡家庭裁判所小倉支部に勤務する裁判官で同簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者を含む。）がこれを引き継ぎ、処理する。

なお、この場合、同裁判官には、行橋簡易裁判所の裁判官の職務の代行を命ぜられたものとする。

5 児童福祉法による一時保護状の請求に関する事務に係る代理順序及び裁判官の職務の代行について

- (1) 田川簡易裁判所の裁判官が処理すべき児童福祉法による一時保護状請求につき、飯塚支部長が指名する飯塚簡易裁判所の裁判官（飯塚支部に勤務する裁判官で同簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者を含む。）が処理する際には、処理を行った裁判官に、田川簡易裁判所の裁判官の職務の代行を命ぜられたものとする。

- (2) 大牟田簡易裁判所の裁判官が処理すべき児童福祉法による一時保護状請求につき、久留米支部長が指名する久留米簡易裁判所の裁判官（久留米支部に勤務する裁判官で同簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者を含む。）が処理する際には、処理を行った裁判官に、大牟田簡易裁判所の裁判官の職務の代行を命ぜられたものとする。

- (3) 行橋簡易裁判所の裁判官が処理すべき児童福祉法による一時保護状請求につき、小倉支部長が指名する小倉簡易裁判所の裁判官（小倉支部及び福岡家庭裁判所小倉支部に勤務する裁判官で同簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者を含む。）が処理する際には、処理を行った裁判官に、行橋簡易裁判所の裁判官の職務の代行を命ぜられたものとする。
- (4) 宗像簡易裁判所の裁判官が処理すべき児童福祉法による一時保護状請求につき、所長が指名する福岡簡易裁判所の裁判官（本庁に勤務する裁判官で同簡易裁判所の裁判官の兼務を有する者を含む。）が処理する際には、処理を行った裁判官に、宗像簡易裁判所の裁判官の職務の代行を命ぜられたものとする。

(別 表)

1	労働契約関係の存否に関する請求
2	賃金請求権その他労働契約又は就業規則に基づく権利関係に関する請求
3	労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求
4	争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求
5	労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求
6	労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求
7	労働者の災害補償に関する請求（注1）
8	その他労働関係若しくは労働者の団体若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求（注2）

(注1) 労働基準法第8章の規定に基づく災害補償に関する請求を指し、安全配慮義務違反、債務不履行、不法行為に基づく損害賠償請求を含まない。

(注2) 安全配慮義務違反、債務不履行、不法行為に基づく損害賠償請求を含まない。